



### ③安全・衛生管理の徹底

- ・ 購買者に誤解を与えるような表示・包装を行わないようお願いいたします。
- ・ 変質・破損の恐れがないよう、適切に管理してください。
- ・ 20cm以上の串物（ポテト串など）の販売はご遠慮ください。  
(混雑時や歩行中に小さなお子様や他のお客様に刺さるなどの危険があるため)  
また、20cm以下の串物を販売する場合は、先端が尖っていないものをご使用ください。

### ④実行委員会の基準

- ・ 実行委員会の基準を満たしたものののみ販売可能です。

## (2)出店方法（申請・営業許可・販売ルールなど）

### (実行委員会関連)

①出店者様は地主と店主と直接交渉の上、出店場所を確保してください。  
近隣店舗や他の出店者様とのトラブルがないよう十分に配慮し、円滑な協議をお願いいたします。

②指定期日までに、以下の書類を実行委員会にご提出ください。

(1)出店申込書

(2)営業許可証のコピー（飲食物販売の場合）

(3)食品衛生協会等の「賠償共済制度加入者証」のコピー（飲食物販売の場合）

③出店許可証の発行・掲示について

出店許可証は、申込および出展料の入金が確認でき次第、宮古島商工会議所窓口にて発行いたします。

まつり当日は、**各出店ブースの見やすい場所へ必ず掲示**してください。

掲示が確認できない場合は、出店をお断りすることや、運営スタッフが掲示を指示する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

**※飲食店経営者の方が、惣菜等を店舗内ではなく店頭（歩道等）で販売される場合は、臨時営業許可を取得していても、別途、警察または宮古島夏まつり実行委員会の許可が必要となります。**

### (警察関連)

・ 缶ビール・缶チューハイ等の販売には酒類販売業免許が必要です。

(コップに注いで販売する場合は保健所申請のみ)

→ 詳細は「那覇税務署 (TEL: 098-867-3101)」へお問い合わせください。

### (保健所関連)

・ 飲食物を調理・販売される場合は、食品衛生法に基づき「出店予定届」を宮古保健所へご提出ください。(臨時営業許可証が有効期限内でも出店予定届の提出が必要です。)

## お祭りやイベントで飲食物を提供する場合の臨時営業許可（飲食店営業）で取り扱うことができる食品

### 調理・加工食品

- ・提供直前に十分に加熱したもの

### 飲料類

- ・単に注ぎ分けて提供できる酒類
- ・コーヒー、紅茶等の飲み物（提供直前に加熱したもの/清涼飲料水を注ぎ分けたもの）

### 冷菓・軽食

- ・かき氷
- ・アイスクリーム類（小分け販売に限る）
- ・殺菌液状ミックスを原料とするソフトクリーム

※詳細は、沖縄県宮古保健所（TEL：0980-72-3501）へお問い合わせください。

## 4. 設営・搬入・撤去（テント設営・販売物搬出・ゴミ処理）

### (1)設営・搬入

- ①営業時間は7月25日(金)18:00～21:00、7月26日(土)17:00～21:00です。実行委員会の指示に従い、夏まつり開始前に設営を完了してください。
- ②出店者様は事前交渉の結果に基づき、適切な場所でテント設営・搬入・撤去を行ってください。
- ③道路規制中は、会場内への車両の進入はご遠慮ください。
- ④出店場所の確保は、地主・既存店主と協議の上、合意を得てください。
- ⑤テント・展示台・発電機等の設営費用は、出店者様のご負担となります。

### (2)撤去・清掃

- ①公道沿いの出店は、適宜搬出し、道路規制解除後（両日とも21時）までに必ず撤去を完了してください。
- ②道路上・歩道上で出店する場合は、道路交通法を遵守し、規制解除後は速やかに撤去してください。
- ③まつり終了後は、速やかに片付けを行い、商店街の原状回復に努めてください。
- ④ゴミ・汚水（排水）の処理は、出店者様が責任を持って行い、清潔な環境を維持してください。

### (3)実行委員会の指示遵守

- ①営業時間および出店方法については、実行委員会の指示に従ってください。
- ②販売物・備品の盗難・紛失について、実行委員会は責任を負いかねますのでご了承ください

## 5. 安全・衛生管理（保健所・警察関連事項）

### 警察関連（酒類販売の規制）

・20歳未満の方への酒類販売は禁止されておりますので、年齢確認を徹底し、適切な対応をお願いいたします。

### 保健所関連（食品衛生・温度管理）

- ①販売物には消費期限・製造者名・所在地を記載し、保健所の指導に従ってください。
- ②食品の衛生管理および温度管理を徹底し、安全な提供に努めてください。
- ③第三者に及ぼした損害・食中毒等については、出店者様にて対応をお願いいたします。また、万一トラブルが発生した場合には、速やかに関係機関と協議の上、誠意をもって対応してください。

### 法令遵守の義務

・食品衛生法・道路交通法・酒類販売管理規則などの関係法令を必ず遵守してください。違反が認められた場合は、出店許可の取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

### 緊急時の対応ガイドライン（天候不良・事故・体調不良時の対応）

・イベント期間中に発生した緊急事態（悪天候・事故・体調不良者の発生など）については、出店者様は実行委員会と連携し、安全確保に努めてください。速やかに実行委員会へ報告し、指示に従って適切な対応をお願いいたします。